

## 減額免除制度について（ひまわりコースのみ）

小学生活動には、給食費と遠足参加費(公共交通機関の運賃などを除く)の減額免除制度があります。減額免除制度の申請をされる方は、下記の「減額免除とは」をご確認の上、「児童館活動参加経費等減額申請書」をご提出ください。

・所得の判定は世帯内の18歳以上の人全員の市民税課税状況を対象とします。

※ここで言う世帯とは住民基本台帳上の対象児童の属する世帯(単身赴任などの保護者を含む)とします。

・対象となる方(被扶養親族に該当する人を除く)の収入申告を済ませておいてください。

《記入の仕方》

① 対象となる方全員(世帯内の18歳以上の所得のある方)の名前をご記入ください。記入欄が足りない場合は、空欄にご記入ください。

② きょうだいのいる児童は、対象児童名欄に全ての児童の名前を記入してください。

③ 減免理由区分がいずれに該当するか分からない場合は、空白のままで構いません。

◎申請の判断はお任せいたします。

◎きょうだいで1枚です。

◎申請後、必要事項を調査し、決定(または却下)通知書を送付します。決定額で給食、遠足をお申込みください。

### 「減額免除とは」

区分	免除又は減額する額
(1) 児童の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)であるとき。	全額免除
(2) 児童の属する世帯が当該年度分(4月、5月及び6月分については前年度分)の市民税非課税世帯であるとき。	全額免除
(3) 児童の属する世帯が当該年度分(4月、5月及び6月分については前年度分)の市民税均等割の額のみ在世帯であるとき。	半額減額
(4) 児童の属する世帯が当該年度分(4月、5月及び6月分については前年度分)の市民税所得割のある世帯で就学援助を受けている世帯であるとき。	半額減額
(5) 児童の属する世帯が災害その他特別の理由により、利用料を納付することが困難であると市長が認めるとき。	全額免除又は半額減額